

東京東部労組HTS支部に勝利命令  
**阪急交通社は団交に応じよ**

東京東部労組阪急トラベルサポート（HTS）支部（塩田卓嗣支部長）が、派遣先である阪急交通

週刊金曜日 2011.10.28 第869号

社の団体交渉拒否をめぐつて救済を申し立てていた不当労働行為事

件で、東京都労働委員会は一〇月

二一日、阪急交通社に同支部との

団体交渉に応じるよう命じる組合

側勝利の命令を交付した。

今回の命令で都労委は、組合の

主張を認め、派遣先である阪急交

通社が作成したマニュアル、指示

書等の存在から、「派遣先である会

社は、その労働者の基本的な労働

条件である派遣添乗員の労働時間

等について、雇用主と部分的には

いえ同視できる程度に現実的かつ

具体的に支配、決定することがで

きる場合に当たる」とし、派遣先

の阪急交通社が阪急トラベルサポ

ート所属派遣添乗員の労働条件、

労働時間を実質上決定しているこ

とを明確に認定。労働組合法上の

「使用者」に該当するとして、阪急交

通社の団体交渉拒否を「不当労働

行為である」と断じた。

組合は「添乗員の労働時間はツ

アーチを企画する旅行会社が実質上

決定している。そうである以上、

添乗員派遣会社の労働組合が、派遣

先旅行会社に団体交渉を申し入

れた場合、旅行会社はそれに応じ

る義務がある、ということになる」と述べ、今回の命令を多くの派遣

添乗員に広げていく決意を固めて

いる。

週刊金曜日 2011.10.28 (869号)